

平成29年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月11日（月曜日）								
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場								
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成29年12月11日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君			
	散 会	平成29年12月11日午前11時26分			議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名		出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名		出 席 等 的 別	
	1	小 山 善 照 君		○	2	山 口 寛 敏 君		○	
	3	宮 崎 吉 輝 君		○	4	井 上 正 旦 君		○	
	5	池 田 道 夫 君		○	6	脇 山 伸 太 郎 君		○	
	7	友 田 国 弘 君		○	8	中 山 昭 和 君		○	
	9	岩 下 孝 嗣 君		○	10	上 田 利 治 君		○	
	会議録署名議員	6 番 脇 山 伸 太 郎 君			7 番 友 田 国 弘 君				
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君			副 町 長	鬼 木 茂 信 君		
		教 育 長	中 島 安 行 君			会 計 管 理 者	寺 田 美 由 妃 君		
		管 理 統 括 監	西 立 也 君			政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君		
総 務 課 長		中 山 昇 洋 君			財 政 企 画 課 長	井 上 新 吾 君			
税 務 課 長		中 島 泰 広 君			住 民 福 祉 課 長	加 納 晴 美 君			
保 健 介 護 課 長		山 口 善 正 君			産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君			
ま ち づ くり 課 長		松 本 恵 一 君			生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君			
教 育 課 長		中 村 大 輔 君							
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長		熊 本 秀 樹		

平成29年第4回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月11日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第67号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定について
- 日程6 議案第68号 玄海町教育委員会委員の任命について
- 日程7 議案第69号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程8 議案第70号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定について
- 議案第71号 玄海町浜野浦の棚田条例の制定について
- 議案第72号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第75号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第78号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第79号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員の朗読をさせます。

○議会議務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番友田国弘君、6番脇山伸太郎君を指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月11日から20日までの10日間とし、本会議を11日、14日及び20日の3日間、委員会を15日及び18日から19日の3日間、休会を12日から13日及び16日から17日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月11日から20日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程 3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による監査委員からの例月出納検査の報告と、本年9月から11月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、10月19日に福井県美浜町議会原子力発電所特別委員会が行政視察で来町され、岩下

原子力対策特別委員会委員長及び岸本町長とともに対応いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、10月24日、全国原子力発電所立地市町村議会議長会の役員会が東京で開催され、出席いたしました。

会議では、第11回全国原子力発電所立地議会サミットについて協議を行い、開催場所は品川プリンスホテル、期日を平成30年10月30日及び31日とすることに決定いたしました。その後、平成30年度議長会負担金について協議を行ったところでございます。

次に、10月30日、31日の2日間、全国原子力発電所所在市町村協議会地方役員会が本町で開催されました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、11月7日、佐賀県町村議会議長会の議長会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

会議では、まず全国町村議会議長会特別表彰者の推薦について協議を行い、大町町の永尾議長を推薦することに決定いたしました。

次に、地方自治法施行70周年記念式典及び第61回町村議会議長全国大会について、平成30年度本会負担金について協議を行い、承認されました。

また、議会関連条例の制定について協議を行い、県内統一内容で上程する方針を確認いたしました。

次に、11月20日、地方自治法施行70周年記念式典が東京国際フォーラムにおいて開催され、岸本町長とともに出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、11月22日、全国原子力発電所所在市町村協議会全体会議が東京都内で開催され、岸本町長とともに出席いたしました。

全体会の詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

また、同日の11月22日には、第61回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、出席いたしました。

大会では、櫻井会長が挨拶に立ち、高知県大川村議会の住民総会の設置検討に象徴される、議員のなり手不足について触れられ、地方議会議員の位置づけの明確化、人材確保のための

環境整備など、あらゆる側面から打開策を探っていくとの方向性が示されました。

その後、杉浦副会長が、大会の意義を鮮明にするための宣言文を読み上げられ、会場は賛同する満場の拍手に包まれました。

来賓の祝辞では、安倍内閣総理大臣からの祝辞が披露され、大島衆議院議長、野田総務大臣の代理として小倉総務大臣政務官、梶山地方創生担当大臣の代理として唐澤地方創生総括官、荒木全国町村会長から、それぞれ祝辞が述べられた後、伊達参議院議長からのメッセージが披露されました。

議事は要望事項35件、当面する重点要望4件が提案され、それぞれ満場一致で決定されました。

大会終了後に、「地方自治を実り豊かに」と題し、元総務大臣の増田寛也氏による特別講演が行われたところでございます。

以上をもちまして、議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成29年第4回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、夏の一定期間に私の体の不調のためにと申しますか、放射線性膀胱炎のために1カ月ほど入院をさせていただきました。そして、今回また12月2日から12月17日まで唐津の病院、それから福岡の病院に入院をさせていただいたこと、大変皆さんに御迷惑かけたなと思っております。体を鍛え直すつもりで、さらに肉体的にもしっかりとした体にしていきたいなど考えておるところです。

それでは、9月定例会以降、今日までの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、9月27日から29日まで長崎県波佐見町において、第23回全国棚田（千枚田）サミットが開催され、出席をいたしました。

理事会及び総会では、平成28年度事業報告及び決算報告、平成29年度事業計画案及び予算案、次期サミット開催地などの議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

第23回全国棚田サミットは、「棚田は21世紀の社交場」をテーマに、長崎県で唯一海に面していない町での開催となりました。

全国の農産物生産者、消費者、棚田保全団体、行政職員など、さまざまな立場から棚田にかかわる人たちが一堂に会し、美しい棚田の景色とともに、情報交換や交流を通じ、棚田での人と人とのつながり、出会い・触れ合い・分かち合いを大切にしなければいけないことを再確認することができたのではないかと思います。

最後に、先人たちの知恵と努力に感謝しながら、棚田は歴史、社会の財産であることを発信し、皆さんの力を合わせて、どう未来に継承していくかについて共同宣言をし、閉会をいたしました。

なお、次期開催地は長野県小谷村となっております。

次に、10月19日、福井県美浜町議会原子力対策特別委員会が行政視察で来町され、上田議長及び岩下原子力対策特別委員会委員長とともに対応をいたしました。

視察では、玄海原子力発電所1号機廃止後の財政状況や再稼働に関する取り組み、次世代エネルギーパーク「あすぴあ」の運営状況等について説明をし、それぞれ意見交換を行ったところでございます。

次に、10月30日、31日の2日間、本町において全国原子力発電所所在市町村協議会地方役員会が開催されました。

役員会では、むつ市及び六ヶ所村の全原協会員への参画、原子力災害からの復興に関する要請活動、被災地支援職員派遣事業について協議を行いました。

また、来年度の地方役員会については、北海道泊村に決定いたしました。

翌日には、薬用植物栽培研究所及び玄海みらい学園の現地視察を行いました。

次に、11月7日、本町において第54回佐賀県建設業労働災害防止大会が開催され、出席をいたしました。

大会冒頭の私の挨拶において、建設工事を行うに当たっては、いかにして労働災害を防止するかということは最も重要な課題であり、特に重傷事故や死亡事故が発生した場合は、被災された方やその御家族に深い悲しみをもたらすだけでなく、長年築き上げてきた会社の社会的信用も失うこととなり、日ごろの安全管理意識の浸透と工事における安全対策の徹底が重要であること、本町が推進する公共工事においても、このような工事事故が発生しないよう注意喚起を行うとともに、適正な工期の確保、適正な価格での受注環境への整備、工事

施工に対する安全対策の取り組みへの指導及び安全パトロールによる現場指導など、建設労働災害の防止に向けて引き続き取り組んでまいりたいとの考えを述べさせていただきました。

次に、11月20日、天皇皇后両陛下御臨席のもと、東京国際フォーラムにおいて、地方自治法70周年記念式典が開催され、上田議長とともに出席をいたしました。

地方自治法施行70周年を記念し、地方自治の発展に貢献した団体と個人をたたえる総務大臣表彰が行われました。その後、「地方自治法70年の歴史と展望～人口減少社会における地方自治制度のあり方について～」と題したシンポジウムが開催されました。地方自治法施行から70周年を迎え、地方分権の大きな流れの中で、地方自治体の行財政運営の自由度が増すと同時に、その役割の重要性も増してきております。既に議会や行政サービスの維持を初めとした諸課題が顕在化をしている市町村もある中、今後、地方自治体としてどのように備え、取り組んでいくべきか、またそのために求められる地方自治の仕組みはどのようにあるべきか、こうした観点から広く議論を深めるための契機となりました。

次に、11月22日、東京において全国原子力発電所所在市町村協議会全体会議が開催され、上田議長とともに出席をいたしました。

会議では、経済産業省に対して原子力政策に関する意見交換が行われ、国の積極的な関与に対して要望等を行いました。

また、同日午後から原子力集約全国大会に出席をいたしました。

大会では、地方からの訴えとして「原子力立地地域としての原子力の必要性」を題材に、玄海町の紹介、行政施策、原子力発電所の存在価値などについてお話をさせていただいたところでございます。

次に、11月29日、全国町村長大会がNHKホールで開催され、出席をいたしました。

大会では、政府に対し町村が自主的、自立的にさまざまな施策を展開し得るよう、

1. 東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
1. 一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。
1. 地方分権改革を推進すること。
1. 道州制は導入しないこと。
1. 参議院の合区を早急に解消すること。
1. 「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総

額を確保すること。

など、11項目を重点決議いたしました。

さらに、町村自治の確立、町村財源基盤の確立、環境保全対策の推進、地域保健医療対策の推進、少子化社会対策の推進、エネルギー対策の推進、過疎・豪雪・半島・離島地域の振興、北方領土の早期返還、竹島領土権の確立、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯についてなど34項目について、国に対し、その実現を強く求める重点要望が採決されたところでございます。

翌日、11月30日、水産振興・漁村活性化推進大会、定期総会が全国町村会館で開催され、出席をいたしました。

国は全国の水産業と漁村が置かれている現状を直視し、東日本大震災からの早期復興と水産業・漁村の再生が一日も早く実現するよう、

1. 漁港施設や漁船、加工施設等の生産基盤の復旧・復興については、被災地域の要望を踏まえ着実に実施すること。
1. 水産基本計画に基づき浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化に係る各種施策を初め、東日本大震災からの復興等を着実に実施すること。
1. 漁場環境及び生態系の保全を図るため、藻場、干潟の造成や磯焼け被害に対する対策を講じること。

など9項目を決議し、国に対し最優先に取り組むことを強く求めることとなりました。

同日、午後から国保制度改善強化全国大会が読売ホールで開催され、出席をいたしました。

大会では、国保制度は創設以来、国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や健康の維持増進に貢献してきたが、加入者の高齢化に伴う医療費の増加が著しい一方で、加入者の所得水準が低いため、保険税の負担率が著しく高いという構造的な問題を抱えているという現状を踏まえ、国に対し国保制度の健全な運営が図られるよう、

1. 医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
1. 普通調整交付金が担う自治体間における所得調整機能は平成30年度以降もその機能を維持し、見直しを行わないこと。
1. 子供の医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金調整交付金の減額措置は、子供の対象年齢にかかわらず直ちに廃止すること。
1. 国保データベースシステム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保

や財政措置を講じること。また、保険機能の発揮に向け、国保連合会の積極的な活用を図ること。

など9項目の決議がなされました。

その後、参議院議員会館において、林芳正文部科学大臣を初めとする国会議員に対し、代表陳情報告を行いました。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第67号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第67号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

提案理由の御説明を申し上げます前に、今回の不祥事について、議会の皆様、また町民の皆様に対しまして、玄海町長としておわびの言葉を申し上げますこととお許しいただきたいと思っております。

平成25年度から平成28年度に総務課に在籍しておりました総務担当係長が、区長会関係事務において区長研修に伴い借り上げるバスの経費について、業者から実際に支払う金額よりも過大に増額した見積書を作成させ、契約を行い、公金を支出し、その差額分を本来利用すべきではない飲食などの不適切な経費に使用していたことが判明いたしました。全体の奉仕者として法を守り、町民の模範となるべき私たち公務員がこのような不祥事を引き起こしたことで、長年にわたり積み重ねてきた町民皆様との信頼関係を根底から揺るがし、町政運営にはかり知れない影響を与えたことにつきまして、改めて遺憾の意を表すものであります。また、関係者の方々に多大な御迷惑をおかけしましたことに対して心からおわびを申し上げます。

この不祥事を重く受けとめ、町政に対する信頼を失墜させるとともに、町政運営に混乱をもたらした総括的な管理監督責任として、私は減給10分の1、1カ月、副町長にも減給10分の1、1カ月の処分を課したいと考えております。

本町では、本事案について事実関係を確認し、12月1日、当該職員に対し懲戒処分として

6カ月間給与月額の10分の1の減給を採決し、通告をいたしました。

不祥事の背景に共通するのは、法令遵守の不徹底は当然のことながら、当該職員の職務に対するおごりと怠慢により事務を進めてきたことであろうと考えております。このことを胸に、私を先頭に職員一丸となって、二度とこのような事態を起こさないという気概と、町民皆さんから失った信頼を一日も早く取り戻すという強い使命感を持って職務に精励し、危機管理の強化と規範の確立を図るとともに、職員全員が猛省し、襟を正して、綱紀粛正と再発防止に努めてまいります。

私自身、本日を機に改めて初心に戻り、日々新たに町政の最高責任者としての職責を全うするとともに、たゆまぬ努力を続けていく決意をここにお誓い申し上げたいと思います。どうも御迷惑かけました。

それでは、議案第67号 玄海町町長及び副町長の給料月額の減額に関する特例条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由としましては、町長及び副町長の来年1月分の給料月額をそれぞれ10分の1ずつ減額するため、特例条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、平成30年1月1日から平成30年1月31日までの間における町長及び副町長の給料月額は、玄海町長、副町長及び教育長の諸給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同条例別表に規定する給料月額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

先日の議員協議会において、今回の内容については審議したところでございます。町長、副町長の給与月額の減給ですが、この10年間、27年度に一度、町長、副町長の減額がっております。どういった場合、町長、副町長の減額があるのか、規則としてあるものか、それについて説明願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私ども町の基準というか、附則の中にはそういった項目はございません。私どもで事の内容を判断して、今回このような提案をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

町として規則はないということですね。

前の古川県知事の場合は、よく減給されておりました。減給額も10分の1じゃなくて、ちょっと大きい金額でもありました。それはそのときによって判断されるということですが、これまでも減給等とかが10年間のうちに何度かあっております。その内容によって町長が決められることだと思っておりますが、それから、十数件この10年間に職員の不祥事で懲戒処分等とかあっておりますけれども、当事者の本人と上司である係長、課長が戒告とか訓告を受けております。それはわかるんですが、今回は町長、副町長、その中間であります管理統括監はこれまで10年間のうちに全くそういった訓告等もあっておりませんが、それについてはどんなふうなお考えなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど答弁しましたように、明確な基準というものは実はございません。今回、判断として町長と副町長がやはり職員の一括責任を負うべきだろうということで、今回こういうふうな処分案を考えた、そしてこの議会に提案をさせていただいたところです。もちろん、事の内容によっては管理統括監も含めて考えることもあるかもしれませんが、今回は私と副町長ということで提案をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

今回の事件も減給とは言いませんけれども、やはり全体の職員のモラルの引き締めのためには、全体的な、上司に訓告ぐらいでもいいと思いますが、それをしないと、誰々は訓告、戒告を受けて、誰々はされないというと、下のほうから見れば若干不満に思うところもある

んじゃないかなと感じて言っております。私が処分を強くしなさいという意味ではありませんけれども、全体的な職員に対する引き締めには、そういった対応もこれから考えなくちゃならないのではないかなとも思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

今回、このような不祥事が起こった背景といたしますか、それは当事者にも聞いてみましたが、区長会にサービスをしてやろうというような心から出たということらしいですけど、これが4年間にわたっておるといことで、途中で予算を立てるときとか決算をするとき、決算審査は私たちも気づかなかったということですけど、そこまで、こういう小さい分まではしませんよね。予算を立てる場合、当時の上司とか、さっき脇山議員も言いました管理統括監とか、そして使った名目、そういうことがどうしてわからなかったのかなという一つの不思議がありまして、その辺はどのようになりましょうか。

そして、町長、法令遵守、コンプライアンスは当然のことですよね。それをこういう方法で水増しをして請求して、その会にサービスをしたと。おごり、怠慢とか言っておられますけど、そういうことの監督不行き届きで町長、副町長が減額をされるんでしょうけど、なぜこういうのが4年間も、小さい額ですけど、そのまま通っていったのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まずは、先ほど陳謝をいたしましたように、監督不行き届きという表現はまさしく正しくて、私ども全くそれに気づかなかったというのが本当のところでありましてけれども、やはり今も少し御指摘をいただいたとおりに、慢性的な少し怠慢状況にあったことを私どもも薄々気づきながらも、しっかりとそれを注意できなかった、それを修正できなかったという反省を今回は込めさせていただいているつもりでございます。

ただ、今御指摘いただいたとおりに、どう表現していいか私もわからないでいるんですが、それだけ職務の規律的なものが緩くなっていたことを我々がそのまま見過ごしてしまったと

いうことを今回は重く受けとめております。ですから、先ほど申し上げたように、コンプライアンスも含めていろんな形でもっと厳しい体制を私ども今後図っていかねばいけないと思いますし、私自身も十分にそのことを、先ほど申しましたように、初心に戻って、しっかりとした公務員の本来の姿をもう一度学習すべきであるなということを感じているところです。

答えになっていないかもしれませんが、そのような気持ちで今後も、今の反省をもとにもう一度職員全体を引き締めるシステムなり作業を今後やらせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

これは発覚してからもう一月以上、二月ぐらいなりますよね。町長、再発防止策といいますか、規律が緩んでいたからその規律を正すと、それはこういう事案がなくても当たり前のことですよね。私自身、そういう雰囲気、空気が役場の中に充満しているなということは感じておりました、何年も前から。町長に申し上げたこともあります。これからの改善策、これ当然法令順守すればなることですが、それをどのようにしてやっていくのか、ただ口頭でちゃんと今から厳しくやりますよだけじゃなく、町長自身も襟を正してやる分があるんじゃないかと思います。具体的にどういうふうにしたのか、ということはまだ発令はしていませんか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

現実には課長会を開催して、課長にはしっかりと伝言をしたつもりでありますけれども、全体会議をまだやらせていただけていないということもありまして、もちろん12月議会の準備をしていたちょうど時期でもございましたし、そういったことで12月議会が終わって、しっかりとした職員会議はやらせていただきたいというふうには思っております。

それに加えて、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、システム的ものを導入すべきではないかというふうにも思っておると、それから、やはり一人一人がそのことを十分に考えられるような役場の中に素地をつくっていかねばいけないということで、もう少し課内

会議の数をふやして、それに私なり副町長が出かけていって、しっかりとした研修という表現は正しくないですけども、意図を伝えていく作業をやりたいというふうには考えております。実際に課内会議には私もしくは副町長が参加をさせていただいて、これまでもやっておりましたけれども、それほど頻繁に課内会議に私どもが呼ばれることはそう数が多くなかったものですから、それを徹底させていきたいなというふうに考えているところです。

とにかくトータルして、一人一人の意識の覚醒をもう一度システムと、そういった会議の中で再構築をさせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

町長の言葉に間違いはないですけど、当然当たり前のことを言っているだけですよね。そういうことを改めてしなくちゃいけないということじゃなくて、今までなければいけないようなことなんですね。だから、今後、なお一層引き締めてということでしょうけど、具体的にどうやります、どういうふうな形で行きますということを言ってほしかったんですけど、今から検討されるということでしょうね。だから、執務の関係で机に着いておったりとか、着かなかったりとか、いろんな話も聞いております。その課によって違いましょうし、それをそれぞれの上司がどのような形で自分の課をまとめていくのか、そういうことは当然わかったことですよ。行政改革の中で単純作業は外部に委託しました。だから、職員、公務員として専門的なことをやるわけですよ。その専門的なことをやる中で、こういう形になってきておる。また、余り言いたくないんですけど、そのときは上司は県から指導的に来てもらっていた課長が2年ずつ6年間だったですね。そういうことも町長、あなたの政策の中で考え合わせた上で、あなた自身ももっと早く出てきて、東京への出張も多いのはわかります。職務上、そういう立場にありますし、町民が知らない大事な仕事をしているということも私たちは理解をしております。しかし、ふだんからやるということは、あなた自身の態度も含めて、ちゃんと職員とともに語り合って進めていってください。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して、直ちに採決いたします。

議案第68号 玄海町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程7 議案第69号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（上田利治君）

日程7. 議案第69号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第69号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

これは町民会館文化ホールにおける事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要としましては、平成28年12月11日日曜日、午後0時30分ごろ、町民の方が演歌謡コンサートを鑑賞するため、会場である玄海町町民会館文化ホールに入場した際、階段に設置した進入防止バーが固定されている土台の端が持ち上がり、そこにつまずき転倒し、椅子で前胸部を打撲され、右第3から第7肋骨、左第3から第5肋骨骨折及び右血胸との診断により5日間の入院後、通院にて治療が行われました。この事故による損害賠償額は358,250円でございます。

なお、事故は町民会館文化ホールの施設の瑕疵によるものでございます。当然相手方の過失はございませんので、治療費及び障害医療費等の全額が損害賠償額となっております。また、この損害賠償額については、全額町で加入をしている保険から補填されるものでございます。

本議案を可決いただきますと、相手方への損害賠償額が確定をいたしますので、可決をいただきましたら、早急にこの賠償額で示談したいと考えておるところでございます。

御審議の上、原案どおりの御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

先ほど町長から説明がありましたけれども、これがちょうど1年前で、何でこの1年間、賠償金額を払うのがかかったものかと、それから、説明の中に医療費とか治療費とかありましたが、この358,250円というのは、これは本人さんの窓口で支払う分だけで和解できたものか、その辺の内容について説明を願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

時間がかかりましたのは、いろいろ調査ですとか、なぜ固定したものがとれていたかとか確認をしておって時間をかけてしまったこととございまして、これは大変反省をいたしております。

それから、350千円の中身については、総務課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

中山総務課長。

○総務課長（中山昇洋君）

この事故発生から約1年になるわけですけれども、なぜ今の時期になったかといいますと、治療費につきましては、実費弁償以外にも補償するなどの治療が終了しないと示談交渉ができないということがございまして、治療が終わってから保険会社から損害賠償金の保険等が提示されるのを待っていたということでございます。

治療につきましては、ことしの7月に終了しましたことから、8月から9月にかけて、病院の領収書や診断書を集めたものでございます。それを10月に入りまして、保険会社に請求をいたしまして、11月になりまして全体の損害賠償額につきまして保険会社から提示を受けたものでございます。その結果を受けまして、11月15日に本人さんのほうと示談につきまして交渉を行ったものでございます。

それと、損害賠償額の中身のことですけれども、今、本人さんには御説明を申し上げておりますけれども、まだ示談が成立していないということで、賠償額の中身につきましては御容赦いただきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

これ保険会社からこの金額が出るということですが、これは保険会社からのみ、本人さんと示談した358,250円は保険会社から来た分をそのまま出すということですよ。ここに、私がちょっと心配したのは、病院に多分行かれています。治療も通院されていますので、そういった交通費とかそこら辺まで保険会社が見たものか、そういったところもちょっと知りたかったんです。ただ、言われなければ言われぬ部分で問題があれば、それはそれでいいです。

ただ、今回の事故が、添付資料でここに写真もありますが、進入防止バーがついているところが固定されなくて、人間が殺到してけがされたということも聞いております。これは主催者が観客の誘導が悪かったのも一つの要因だと思います。そうでなければ、きちんとしておけば、こういった事故もなかったのではないかなと思っておりますし、きのう、玄海町で映画の「花筐」が上映されましたけど、昼の部に行きましたけれども、ちゃんとスタッフの方が、殺到するような状況じゃありませんけれども、スタッフの方がそれぞれ通路なんかに入らっしゃいました、入り口もですね。だから、そういったことをもう少し町民会館側も貸すときに、主催者側にそういった誘導もきちんとしてくださいということをしなくちゃならないのではないかなと思っております。ただ、けがしたから賠償金を払うじゃなくて、やはりこちらも一つの主催者に対する指示も悪かったのではないかなと思っております。産業文化祭等とかもあって多数来られるときがありますし、どうかしたらおじいさん、おばあさんたちは早く席をとりたいんで、早目に行ってぱっと来られる場合もあります。年とられて

いると、余計にこうして何もなくても転ばれる危険性もありますので、町の主催にしる、そういったときにはちゃんと誘導するべきではないかと思っております。それについて御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

当時の状況は、実は完全に把握をしておりませんが、多分誘導する人がそこについていたということはなかったのではないかと思います。ただ、入り口には係の人がいらっしゃって、どうぞというような作業はされていたと聞いております。

それから、やはり私どもが一番責任を感じたのは、本来は防止柵をきちんと固定しておかなければいけないのが緩んでいたということについてが、私ども大きな責任だったのかなというふうに思っておりますので、今後はそういった事前のチェックもしっかりとやらせていただいて、しかも同時に、今、脇山議員さんおっしゃっていただいたように、主催者ともそこら辺まで十分な事前打ち合わせをした上でコンサートなりイベントを開催するよう修正を図っていきたいと考えておりますので、今後についてはこういうことが必ずないように努力を事前にさせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

この場合、過失が町に100%あったということを認めて全額補償されるわけですね。これ治療費、入院費、みんな含めて100%の補償ですね。過失があったということは、誘導とかなんとか含めずに、固定しておかねばならなかった部分が固定せずに、その前にバーをくぐって、そういう原因をつくった人には減給はないわけですね。だから、その辺も町民会館を貸し出す場合に、無料で貸し出す団体と有料で貸し出す団体もあるでしょうし、そのときに来るゲストによってお客さんは多い少ないがありますよね。これ待っておって、一遍にだあっと入って、席の取り合いでこういうふうになったというふうにも聞いておりますし、その辺の詳しいといいますか、貸し出す場合の規約とか、そういうことは今まで考えたことありますか。二十何年なって、こういう事故は初めてで、賠償も初めてなんですけど、もしそうなったらというようなことを、そのときはどういう条件で貸し出すかということ、そう

いうことありますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員さん御指摘をいただいたとおりに、そういったふうに大量に入ってくるというのは一定の予測ができます。ですから、そういう場合には、先ほど申しあげましたように、当然事前のチェックが必要だったと思いますし、固定ですとか、それから椅子の配置ですとか、そういったものも確認すべきだったのではないかというふうに私としては考えました。そういう意味では、今回は私どもが一定の損害賠償——一定というか、100%見ないといけないというふうに判断をさせていただいたわけですが、今後は今おっしゃっていただいたとおりに、有料のイベントだったり、全く無料のイベントだったり、それから大量にお客さんが入るイベントだったり、もしくはそれほど入らないという表現は正しくないですが、予測ができる範囲でしっかりとしたチェックをしていく必要性というものはあるだろうと思います。

今回は、写真で皆さんにごらんいただいているとおりに、本来は席があるところを完全に障害者専用、車椅子専用の設定地につくりかえをさせていただいてやっておりますので、その工事をするときにとめを入れておく必要性というのは、これはやっぱり私どもにも責任があるし、入ってきたお客さんには全くその感覚はなかったと思いますので、もうきちんとなっているものだという感覚はあったと思います。それから、とめた柵がとまっていなくて、そこを通った人が多分いじられたことで、床の台が浮き上がってつまずいて倒れたというふうに聞きましたので、ところが、その起因をつくった方の特定は非常に難しいことであるし、そういったこともトータルして含めて私どもが十分に配慮が足りなかったということで、先ほど脇山議員にもお答えしましたように、今後はしっかりと事前チェック、それからそういった問題を起こさない本当の安全対策をもっと深めてやっていく必要があるのかなと、そういうある意味世の中になっておりますので、入ってくる方もこれは安全な施設だと思って入られるという前提で私ども物を考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

これも先ほどの問題と一緒に、本来は入場する方お一人一人がしっかりと意識を持っておられれば、多少違ったのかなという気もしますが、それは今となっては言えることでは

なくて、私どもの責任として今回、損害賠償をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

こういうことが起こった後は、必ずあってはならないことでありますという枕言葉がつくんですよね、町長、今回もそういうふうに言われましたけど、入る人たちのマナー、今回は完治したからよかったようなもんですけど、これで後遺症が残ったりすれば、結構高齢でもありますし、そういうことは今からも起こり得ると思います。だから、責任の所在はどのようにするのかということぐらいは、どのような場合はどうするとか、ある程度想定して貸し出す場合、利用してもらう場合に自分たちの自己責任も自覚してもらうようにしたほうがいいんじゃないかと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第70号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定について

議案第71号 玄海町浜野浦の棚田条例の制定について

議案第72号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

議案第73号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第74号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第7号）

議案第75号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）

議案第76号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
3号）

議案第79号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程8. 議案第70号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定についてから議案第79号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、残り提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

指定管理者の指定についてが1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、平成29年度会計の補正予算が6件、合わせて10件でございます。

議案番号順に申し上げていきたいと思っております。

議案第70号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

玄海海上温泉パレアの管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、玄海海上温泉パレアでございます。

指定管理者の名称等につきましては、福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目26番29号、九勸

博多ビル2階、株式会社共立メンテナンスPKP事業本部九州支店、支店長林義啓氏でございます。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までといたしております。

提案理由といたしましては、玄海海上温泉パレアの指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了するため、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、選定をした団体を指定管理者に指定するものでございます。

議案第71号 玄海町浜野浦の柵田条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

浜野浦の柵田は、先人たちの多大な労力と知恵により長い年月をかけ築き上げられたものであり、訪れた人に安らぎを与えてくれる貴重な資源であります。日本柵田百選や22世紀に残す佐賀県遺産に認定されており、町民、関係者及び行政が一体となって魅力ある浜野浦の柵田を形成し、玄海町の誇りとして後世へと引き継いでいくため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第72号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院及び佐賀県人事委員会勧告に伴う勤勉手当等の改定を行うものでございます。

本条例は関連する複数の条例を改正する、いわゆるまとめ条例として上程させていただいております。改正する条例といたしましては、玄海町職員の給与に関する条例、玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、玄海町町長、副町長及び教育長の諸給与条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、玄海町職員の育児休業等に関する条例、玄海町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、以上6本でございます。

次に、議案第73号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、玄海町ふるさと水と土保全基金は土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、平成5年度に設置をいたしました。現在に至るまで活用実績が乏しく、今後も活用の見通しが立たないため、土地改良施設の維持管理費に充て、廃止させていただくものでございます。

次に、西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業のうち、佐賀県核燃料サイクル補助金を受けて実施する事業が全て完了することから廃止させていただくものでございます。

また、玄海町電源立地地域対策交付金を受けて実施する事業のうち、玄海町福祉施設整備事業を完了したことに伴い、事業名から削除させていただくものでございます。

さらに、玄海町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を受けて実施する事業に学校施設維持補修事業を追加させていただくものでございます。

最後に、職員向け振興住宅における修繕、その他維持補修に要する経費の財源に充てるため、玄海町振興住宅維持基金を新たに創設させていただくものでございます。

次に、議案第74号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,050,015千円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を8,970,255千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものといたしましては、平成29年7月の豪雨により林地が被災をしたため、農林地崩壊防止事業に要する財源として11款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金の1,050千円の増額と、14款県支出金、2項県補助金、7目災害復旧費県補助金、農林地崩壊防止事業補助金5,254千円の増額を予算措置するものでございます。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、障害者援護費負担金4,585千円の増額は、過年度分の障害者支援に係る給付費等が確定したことによる国庫負担金の増額で、県支出金につきましても同様に増額をいたしております。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、総務費補助金1,010,716千円の増額は、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる廃炉交付金でございますが、これの平成29年度下期申請による増額でございます。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、5目電源立地地域対策交付金基金繰入金12,657千円の増額は、町道長倉藤平線道路改良事業への前金払いの確定に伴い財源として充当する基金の取り崩し額を変更したものでございます。

次に、19款諸収入、4項雑入、6目雑入の10,988千円の増額の主なものは、平成28年度の肥前斎場、北部衛生処理センター、清掃センターの委託料の精算による返還金及び唐津赤十字病院移転事業に際し、拋出していた補助金が消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額により補助金に応じた返還額が生じたものでございます。

続いて、歳出補正予算の主なものといたしましては、2款総務費、1項総務管理費、8目原子力行政費積立金1,055,969千円の増額の主なものは、電源立地地域対策交付金基金とし

て新たに仮屋漁港漁船係留施設整備事業、内水対策整備事業、学校生活サポート事業に積み立てを行うものでございます。

同じく1項総務管理費、17目振興住宅費積立金1,684千円の増額は、職員用振興住宅として平成21年度より供用開始してから8年がたち、施設に係る修繕が増加していることから、住宅の維持を図るため、振興住宅貸付収入を財源とする維持基金を積み立てるものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉総務費、工事請負費195千円の増額は、特別養護老人ホーム玄海園に設置しております放射線防護施設給換気設備に加え、差圧計を全額県の負担により追加設置することになったため、予算計上するものでございます。

同じく2項児童福祉費、2目保育園費、賃金19,388千円の減額は、幼児の減少に伴い臨時職員の雇用数が見込みより少なかったため、減額を行うものでございます。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、3目農林地崩壊防止事業費、工事請負費10,509千円の増額は、歳入でも御説明いたしました平成29年7月の豪雨により林地が被災したため、農林地崩壊防止事業に要するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、負担金補助及び交付金990千円の増額は、町内で宿泊している合宿観光等を実施する団体に対して宿泊費の一部を補助しておりますが、当初計画の宿泊者数を大きく超える見込みがあることから増額を行うものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目消防総務費、委託料14,538千円の主な増額は、唐津市に委託している消防業務のうち、人件費等の増加による過年度分の精算が発生したことによるものでございます。

次に、議案第75号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,232千円を追加し、補正後の総額を1,191,670千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしたしましては、6款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金7,266千円の減額は、退職者被保険者の減少により、退職者医療交付金に変更が生じたため減額するものでございます。

次に、7款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金32,502千円は、前々年度の給付費が確定したことにより平成29年度の概算額に差額が生じたため、交付

金額を増額するものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費28,081千円の増額は、一般被保険者の医療費が増加しているため、保険負担額分を増額するものでございます。

次に、第7款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金3,982千円の減額は、前々年度の介護給付費が確定したことにより、本年度の概算納付金額を下回るため、減額を行うものでございます。

次に、議案第76号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,733千円を追加し、補正後の総額を659,758千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、施設介護サービス利用者が増加していることに伴う施設介護サービス給付費の増加が見込まれることから、その原資となる介護給付費国庫負担金調整交付金、介護給付費交付金、介護給付費県負担金、介護給付費準備基金繰入金をそれぞれ増額するものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費33,881千円の増額は、歳入で御説明いたしましたとおり、施設介護サービス利用者が増加していることに伴う施設介護サービス給付費の増加が見込まれるため増額を行うものでございます。

次に、議案第77号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119千円を追加し、補正後の総額を286,636千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものとしましては、一般会計繰入金で特定環境保全公共下水道事業費に653千円、人件費、事務費等に466千円の増額を行ったものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款事業費、1項事業費、1目特定環境保全公共下水道事業費、特定環境保全公共下水道施設維持管理経費627千円の増額は、電力使用料の増加及び燃料費調整単価、再エネ賦課率の上昇等により当初計画を上回ることが見込まれるため、増額するものでございます。

次に、議案第78号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48千円を追加し、補正後の総額を72,618千円とするも

のでございます。

歳出の一般管理費、主に人件費として48千円を増額し、歳入の一般会計繰入金48千円の増額を行ったものでございます。

次に、議案第79号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、収益的支出から2,188千円を減額し、補正後の総額を370,987千円とするものでございます。

主な事業費の減額理由といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

以上、今定例会に提出しております各議案について提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第70号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定についてから議案第79号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上10件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時26分 散会